

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原 告 林 修 外163名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(9)

(窪田充見教授の意見書に基づく補充主張)

令和3年4月8日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中



被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清

同

棚 村 友 博

同

田 中 秀 幸

同

中 嶋 乃 扶 子

同

青 木 翔 太 郎

同

小 谷 健 太 郎

同

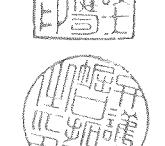
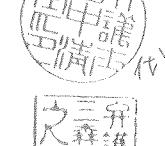
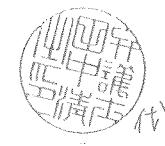
川 見 唯 史

同訴訟復代理人弁護士

三 森 健 司

同

堀 口 拓 也



目 次

第1 はじめに	4
第2 論点1（財産的損害と精神的損害の請求権は実体法上1個の請求権か）	4
1 問題の所在	4
2 窪田教授の意見の結論	5
3 窪田教授の意見に基づく被告の主張	5
(1) 不法行為に基づく損害賠償請求権と精神的損害（非財産的損害）についての 損害賠償請求権は、実体法上ひとつの請求権であることについて	5
(2) 財産的損害と精神的損害（非財産的損害）は相互に厳密に区別し得るもので なく、相互の流動性も認められることについて	6
(3) 本件事故によって「生活の基盤」が失われたことに基づく損害賠償請求にお いては、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別は困難かつ不適切で あることについて	8
第3 論点2（未払いの慰謝料の算定方法）	10
1 未払いの慰謝料の算定と財産的損害についてすでになされている賠償との関係（論 点2(1))	10
(1) 問題の所在	10
(2) 窪田教授の意見の結論	10
(3) 窪田教授の意見に基づく被告の主張	10
2 世帯の状況に応じた扱いについて（論点2(2))	11
(1) 問題の所在	12
(2) 窪田教授の意見の結論	12
(3) 窪田教授の意見に基づく被告の主張	13
第4 論点3（弁済金の扱い）	17
1 問題の所在	17

2	窪田教授の意見の結論	18
3	窪田教授の意見に基づく被告の主張	18

第1 はじめに

本準備書面は、窪田充見神戸大学大学院法学研究科教授（以下「窪田教授」という。）の意見書（乙B162）に基づいて、被告準備書面（6）「弁済の抗弁について」における被告の主張を補充するものである。

なお、窪田教授の意見書を引用する形で新たに主張する部分については、他の部分（非引用部分）と明瞭に区別し得るよう太字処理を施している。

第2 論点1（財産的損害と精神的損害の請求権は実体法上1個の請求権か）

1 問題の所在

被告は、自主賠償基準に従い、本書面別紙1記載のとおり、多岐にわたり財産的損害の賠償を実施していることを前提として、被告は「本件事故による原子力損害については、その損害の内容が精神的損害及び財産的損害であるかの別を問わず、実体法上の請求権としては、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、両損害の賠償を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物の個数としても1個である」と主張している（被告準備書面（6））。

この点について、原告らが「別の請求権、別の訴訟物である」と反論することが想定されるため¹、訴訟物の個数が問題となる。

すなわち、「生活の基盤」が損なわれたことによる慰謝料については、名目の如何を問わず、別紙1の「II 財産的損害」欄に記載の財産的損害（不動産、家財、避難費用、就労不能損害等）と被侵害利益を共通にし、損害賠償請求権として一体のものであって、全体として実体法上1個の請求権であるといえるか否かが問題となる。

¹ 原告らは、精神的損害及び財産的損害の区別のみならず、精神的損害の中でも避難生活に伴う慰謝料とふるさと喪失慰謝料という費目に応じた区別もしており、それぞれが請求権を異にしているとの前提で立論していると考えられる。

2 窪田教授の意見の結論

財産的損害と精神的損害（非財産的損害）は相互に厳密に区別し得るものではなく、相互の流動性も認められ、不法行為に基づく財産的損害と精神的損害（非財産的損害）についての損害賠償請求権は、実体法上ひとつの請求権であると解すべきである。

3 窪田教授の意見に基づく被告の主張

（1）不法行為に基づく損害賠償請求権と精神的損害（非財産的損害）についての損害賠償請求権は、実体法上ひとつの請求権であることについて

これに関しては、不法行為に基づく財産的損害と精神的損害（非財産的損害）についての損害賠償請求権は、実体法上ひとつの請求権であると解すべきである。

このような理解については、以下に述べるようにいくつかの根拠が挙げられるが、まず出発点となるのは、財産的損害（積極損害と消極損害）と精神的損害（非財産的損害）というのは不法行為による権利侵害を金銭的に評価するための損害項目であり、実体法上の請求権としては、民法 709 条等に基づいて一定の権利侵害に対して認められるひとつの請求権が存在するにすぎないという実体法上の理解である。こうした「請求権」をめぐる問題としては、実体法上の請求権競合をめぐる問題、手続法上の訴訟物をめぐる問題があるが、いずれの場面においても、特定の権利侵害による不法行為については、ひとつの請求権が観念され、それを前提として議論がなされてきた（四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中・下巻）』〔青林書院、昭和 60 年〕656 頁以下等）。また、判例においても、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個」とされている（最判昭和 48 年 4 月 5 日民集 27 卷 3 号 419 頁）。

なお、この問題については、損害概念をめぐる議論、すなわち損害＝事実説といわゆる差額説によって、その説明のしかたについては異なるものと考えられる

が、ここでは、その点には立ち入らず、現在の判例がとっている立場を前提としても、そのように理解されるべきものである。すなわち、判例は、いわゆる財産的損害については差額説をとっているが（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）、こうした差額説を前提としても、このようにひとつの権利侵害によって生じた財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の賠償請求権はひとつであるという結論は異ならないものと考えられる（前掲最判昭和48年4月5日は、まさしくこうした判例の立場を前提としたうえで損害賠償請求権は1個であるとしている。なお、同判決についての調査官解説である野田宏「判解」最高裁判例解説民事篇〔昭和48年度〕463頁注（5）は、損害＝事実説と対比しつつ「『損害』の概念を異にしても、本文のように解することは困難ではない」とする）。

（2）財産的損害と精神的損害（非財産的損害）は相互に厳密に区別し得るものではなく、相互の流動性も認められることについて

このように不法行為による損害賠償請求権はひとつであるという理解については、上述のように現在の判例・通説において実体法上の請求権としてはひとつとされているというだけではなく、まさしくこうした理解を実質的に支えるものとして、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別は厳密に確立したものではなく、両者の境界は必ずしも明確ではなく、また、相互の流動性も認められるという点についても補足しておく。

なるほど、定型的な処理が確立している交通事故における死傷損害の損害額算定などにおいては、財産的損害としての入院費用、治療費、介護費用等の積極損害、消極損害（逸失利益）、精神的損害（非財産的損害）としての慰謝料という区分けがなされ、それぞれについての算定の方法がほぼ確立しており、それらの損害項目はそれぞれ独立のものとして機能し、位置づけられているような印象も与える。しかし、こうした扱いが一定の領域において確立しているとしても、それはあくまで限定的な場面で慣習的に確立し、こうした運用が一般化しているにすぎず、財産的損害についての賠償請求権と精神的損害（非財産的損害）について

の賠償請求権が別個のものであるという実体法上の理解を基礎づけるようなものではない。財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別が必ずしも明確ではないということについては、いくつもの例に則して考えることができる。

たとえば、法人が被害者となる名誉毀損においては、現在の実務において、慰謝料の賠償が認められているが、こうした法人の名誉毀損においては、当然のことながら、法人に精神的苦痛という意味での精神的損害が観念できるわけではなく、また、実際にも営業損害といったそれ自体としては財産的損害と位置づけられるものとの区別は困難である。こうした法人の慰謝料については、非財産的損害として財産的に損害を算定できないということによって、その位置づけが与えられているだけであるという説明もなされているが（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔有斐閣、平成29年〕876頁〔窪田充見〕。四宮・前掲書593頁は、「この非財産的損害の中には、（イ）慰謝料の対象とされる精神的・肉体的苦痛のほかに、（ロ）それらとは異質の無形の損害も、含まれている」とする）、こうした理解は、まさしく財産的損害と非財産的損害という区別が、実体法上、性格の異なるものとして截然と区別されて位置づけられているわけではないということを端的に示すものである。

また、慰謝料についてはさまざまな機能があることが指摘されている。この中、慰謝料の制裁的機能については争いがあるものの、慰謝料が有する補完的機能や調整的機能についてはほぼ争いなく認められている（慰謝料の機能については、前掲・新注釈民法880頁）。すなわち、従前の手法を使って財産的損害を算定する場合に、そこで得られる結論が実質的にも妥当性を欠くと考えられるような場合（たとえば、同一事故によって同年齢で、同じ学校に通う男女が死亡した場合、平均賃金センサスを単純に当てはめると、男女間の逸失利益に看過できない相違が生じることになる）、慰謝料額の増減を通じた調整により、こうした問題状況を緩和するということについては、学者の見解においても、広く認められているものである。ここでは、まさしく財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の相互の流動性が認められると言えるだろう。

さらに、一流のスポーツ選手が不法行為によってプレイすることができなくなった場合、あるいは、一流の音楽家が不法行為によって演奏することができなくなったという場合についても、そこでの損害賠償を厳格に財産的損害と精神的損害（非財産的損害）を峻別して考えることはおよそ不可能であろう。なお、こうした場面において財産的損害と精神的損害の区別が貫徹できないことについては、比較法的にも広く共有されている。一例として、ドイツでは、財産的損害を確実に突き止めることができず、財産的損害と非財産的損害の間にあらうる損害が被害者に生じる場合——例えば事故によって結婚の見込みやヘリコプター・パイロットとしての職業としての望みがなくなった場合——において、判例は、非財産的損害の賠償の領域で賠償を与えようとする試みを行っている（エルヴィン・ドイチュ＝ハンス・ユーゲン・アーレンス〔浦川道太郎訳〕『ドイツ不法行為法』〔日本評論社、平成20年〕296頁）。もちろん、その場合でも、訴訟において、最終的な損害額として財産的損害と精神的損害（非財産的損害）に分けて、その金額が示されているという状況はあり得るかもしれない。しかし、それは従来の計算方法に乗せるための単なる形式的な説明であり、実質的にそうした区別を正当化するような理論的な説明を見出すことは困難である。

(3) 本件事故によって「生活の基盤」が失われたことに基づく損害賠償請求においては、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別は困難かつ不適切であることについて

このように財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別が困難であるという状況は、本件事故によって避難を強いられたとする原告の損害賠償請求のように、「生活の基盤」が失われたことに基づく損害賠償については、より端的に当てはまる。

すなわち、こうした法律構成は、民法709条の要件に即せば、「生活の基盤」が失われたという権利侵害（「生活の基盤」の侵害）を観念しているものと思われるが、こうした権利侵害によって生じるさまざまな不利益の中には、財産的損害と

して評価され得るようなもの（「生活の基盤」が失われたことによって新たな生活をしていくために必要となった費用等）もあれば、精神的損害（非財産的損害）として評価され得るようなもの（「生活の基盤」が失われたことによって友人や同僚との交流が失われたことによる精神的苦痛等）も考えられるのであり、それが慰謝料という形でのみ請求されているとしても、あくまで精神的損害（非財産的損害）のみが問題とされ、財産的損害はそこに含まれないということを当然に意味するものではないのである。

もちろん、こうしたアプローチには、重要かつ実践的な意義が認められると考えられる。すなわち、従来の損害額の算定手法、特に、損害を費目に細分化して各費目における損害額を積み上げるという交通事故における損害賠償額の算定手法を、本件事故による損害の算定の方法として用いた場合、本件事故によって住民に生じた被害は非常に多様な内容を含むものであるため、場合によって裁判所による費目の設定の仕方などにより、本来算定されるべきであるにもかかわらずいざれの費目にも含まれずに損害の算定から抜け落ちるものや、逆に複数の費目に重複して評価されるものが生じる可能性があることが考えられる。そうした点で、「生活の基盤」が失われたといったより抽象的な権利侵害を観念し、それを適切に反映した包括的な損害賠償を考えるというアプローチには、本件事故による損害を過不足なく把握するという独自の意義があるものと思われる。その場合、本件事故の被害者に生じた損害を個別の財産的損害の項目に分割して算定しないという点で、こうした権利侵害に対する損害賠償請求は、包括的な慰謝料請求権として観念されることになる。しかしながら、繰り返しになるが、この場合の慰謝料請求権は、財産的損害と切り離され、それとは峻別された精神的損害についての慰謝料請求権なのではなく、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の両方を含む（あるいは、「財産的損害と精神的損害（非財産的損害）を区別しない」という方がより適切かもしれない）ものとしての慰謝料請求権だと考えられるのである。

以上のとおり、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別を貫徹するこ

とは実質的にも困難であり、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）についての賠償請求権は、実体法上もひとつである。

なお、このような理解を前提とすれば、別紙1の「II 財産的損害」欄に記載の財産的損害（不動産、家財、避難費用、就労不能損害等）に関する損害賠償請求権は、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権と重なるものとして位置づけられることになる。

第3 論点2（未払いの慰謝料の算定方法）

1 未払いの慰謝料の算定と財産的損害についてすでになされている賠償との関係（論点2(1)）

(1) 問題の所在

前記論点1で1個の請求権であると認められる場合、未払いの慰謝料を算定する上では、1個の請求権に係る損害の全体を算定した上で、そこから当該1個の請求権に対する弁済総額を控除して算定することが必要となるのではないかが問題となる。

(2) 窪田教授の意見の結論

「生活の基盤」が失われたことによる「慰謝料請求権」の賠償額算定において、すでに支払われている財産的損害についての賠償が考慮されるのは当然である。この場合、「慰謝料請求権」は、財産的損害と截然と峻別されない以上、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の双方を含む1個の包括的な請求権に係る損害の全体を算定した上で、そこから当該1個の請求権に対する弁済総額を控除して未払いの金額を算定することになる。

(3) 窪田教授の意見に基づく被告の主張

まず、財産的損害と非財産的損害が損害項目としては区別されるとしても、そこでの損害賠償請求権は実体法上ひとつだけであるという立場を前提とする場

合、全体として、ひとつの損害賠償請求権の額が算定され、そこからすでに支払われた賠償額を控除するという方法で未払いの賠償額が算定されるということになるというのが一貫する説明である。

もっとも、通常の多くの場面、たとえば積極損害、消極損害（逸失利益）、慰謝料といった損害項目に即して算定することが実務上確立している交通事故のような場面（上記のスポーツ選手や音楽家の例のように、こうした処理を修正する特段の事情が存在しない場合）においては、こうした全体としての計算と控除というしくみが強く意識されることはないだろう。そこでは、介護費用等の積極損害、逸失利益がそれぞれ計算され、また、負傷や死亡に伴う慰謝料が財産的損害とは切り離されて計算されるからである。こうした場面では慰謝料額の算定において財産的損害が考慮されるのは、適切に計算された額以上の財産的損害の賠償がすでになされているといったごく例外的な状況や、上述のような慰謝料の補完的機能・調整的機能が問題となる場面に限定されるだろう。

他方、本件において「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権は、そもそも財産的損害と峻別される精神的損害（非財産的損害）の賠償請求権ではなく（四宮・前掲書593頁の「慰謝料の対象とされる精神的・肉体的苦痛」に限定されるものではなく）、財産的損害と評価され得るものも含む不利益についての包括的な請求権であると考えられる（あえて財産的損害と非財産的損害を区別しないでひとつの包括的な損害賠償請求権として主張されているものと理解される）。したがって、こうした意味での「慰謝料請求権」の賠償額算定において、すでに支払われている財産的損害についての賠償が考慮されるのは当然であると考えられるし、この場合、「慰謝料請求権」は、財産的損害と截然と峻別されない以上、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の双方を含む1個の包括的な請求権に係る損害の全体を算定した上で、そこから当該1個の請求権に対する弁済総額を控除して未払いの金額を算定することになるというべきである。

2 世帯の状況に応じた扱いについて（論点2(2)）

(1) 問題の所在

前記論点2(1)の点につき、世帯構成員が複数いる場合と単身世帯である場合との比較を念頭に考察した場合に、

ア 「生活の基盤」を共にし、生計を一にする世帯構成員の間では、前記1に記載したような「生活の基盤」の侵害に基づく損害について、世帯構成員間で被侵害利益を共有（又は合有／総有）している面があるといえ、その場合、被侵害利益を共有している世帯構成員については、その損害の認定にあたって一体的な考察をすべきであるといえないか²。

イ 上記アにおいて、共有する被侵害利益があるとした場合、そのような被侵害利益に対する損害は、他の世帯構成員に対する弁済によっても、共有している限度で填補されるため、前記(1)の理について、個人単位でなく世帯全体で考察されるべきものといえないか。

ウ 上記アにおいて世帯構成員間で共有される被侵害利益があるとした場合、全世帯構成員の慰謝料合計額は、世帯構成員の数に比例して倍増するという関係に立たないのでないか。

(2) 痕田教授の意見の結論

論点2(2)アについて

生計をひとつにする世帯構成員について、「生活の基盤」という権利（被侵害

² ここでの問題意識の根底にある事項は、“生活の基盤を侵害されたことに対して、生活基盤を共通とする原告らについて共通する部分があるがゆえに、単純に2倍や3倍とならないのではないか”ということである。典型例として生活費増加分に係る賠償が挙げられるが、このように生活基盤を共通とする原告らについて共通する部分については、被害者が1人の場合と3~4人の場合を比べて必ずしも3~4倍になるものではなく、そこにはある程度共通する部分があるのでないかということであり、そうした意味で、精神的損害に対する慰謝料も、重なり合う部分があるのでないかという問題意識である。

法益）を共有しているという側面が認められる場面が考えられる。その場合、被侵害利益を共有している世帯構成員については、その損害の認定にあたって一体的な考察をすることが必要と考えられる。

論点2(2)イについて

ある世帯構成員に対してなされた「生活の基盤」が失われたことによる損害の填補が他の世帯構成員に対する填補としても機能することから、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料額の算定に当たっては、世帯単位でどのような賠償がすでになされているかが考慮されるということになる。

論点2(2)ウについて

世帯構成員の数に比例して、全体の慰謝料請求権が増額されるということにはならない。慰謝料の中には、避難生活に伴う生活費増加分に対する支払など世帯構成員間で共有される性格のものも含まれるが、そのような他の世帯構成員にも共有される性格の慰謝料を考慮し、世帯構成員が1人の場合に比べてその部分を差し引いて他の世帯構成員の賠償額を算定することになると思われる。

(3) 窪田教授の意見に基づく被告の主張

この点に関しては、不法行為に基づく損害賠償請求権は、それぞれの被害者に認められるものであるということは前提であり、慎重に判断する必要がある。ただし、その点を最初に確認したうえで、以下のように考えることはできるものと思われる。

ア 上記アについて

まず、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権は、すでに触れたように、財産的損害を含む包括的な損害賠償請求権として理解されるのであり、そこでは住居等、「生活の基盤」に関わる内容も含まれる。そして、こうした「生

「生活の基盤」の中には、それぞれの原告に固有のものとして考えられる精神的損害（非財産的損害）としての固有の人間関係の喪失等のほか、それぞれの原告が別々に有しているのではなく世帯単位で成立していると考えられる「生活の基盤」も含まれるものと考えられる。したがって、アについては、生計をひとつにする世帯構成員について、「生活の基盤」という権利（被侵害法益）を共有しているという側面が認められる場面は考えられる。

不法行為法における保護法益である権利や利益については、もとより個人を単位として考えるのが、近代法としての不法行為法における基本である。しかし、そのことは、一定の法益が共同生活を送っている家族などに一体として帰属しているという実態自体を否定するものではない。

また、実際の不法行為法の運用においても、こうした一体としての家族を前提としているという状況は認められる。

たとえば、判例は、いわゆる「被害者側の過失」法理において、「被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失」については、被害者の過失相殺において考慮することを認めており（最判昭和44年2月28日民集23巻2号525頁、最判昭和51年3月25日民集30巻2号160頁）。こうした被害者側の過失についても、当初は、明確に被害者側の範囲を限定していなかったが（最判昭和34年11月26日民集13巻12号1573頁）、現在の判例が、身分上、生活上の一体性を基準とする立場を示しているのは、まさしく、こうした共同体としての家族を前提として問題を把握するという視点を示しているものだと言えるだろう。もちろん、こうした「被害者側の過失」法理については、求償関係の簡略化という観点から説明される場合もあるが、その場合にも、求償関係の簡略化、すなわち特定の者についての弁済のリスクを被害者に負担させることを正当化する根拠が必要なのであり、それが身分上、生活上の一体性を通じて判断される家族の一体性なのだと考えることができるだろう（求償の簡略化というだけでは説明が十分ではないという点について、窪田充見『不法行為法』〔第2版、有斐閣、平成30年〕432頁以下）。

また、いわゆる「肩代わり損害」の賠償をめぐって、被害者の家族が治療費等を負担した場合には、誰がそうした損害賠償請求の当事者となるのかという問題がある。これについては、被害者と費用負担者との関係に応じて、それぞれの場合の法律構成をどのように考えるのかという点についての議論がある（前掲・新注釈民法473頁以下〔前田陽一〕、924頁以下〔窪田充見〕）。ただ、実際には、子どもが被害者である場合に、父母がその治療費を支出した場合においても、その治療費を被害者である子ども自身の損害賠償請求として認めることについては、実務においても異論がないと思われる。ここでも、一体としての家族における損害の問題として、形式的に、誰の賠償請求権として構成するかという点は重視されていないと言えるだろう。

以上のように、身分上も、生活関係上も一体性が認められる家族については、不法行為法上も一体性を認めたうえで判断するという考え方は、現在の不法行為法においてもすでに根付いており、特に、ここで問題とされている「生活の基盤」といった法益の侵害を考える場合には、こうした視点が十分に考慮される必要がある。

イ 上記イについて

また、これを前提とするのであれば（こうした「生活の基盤」の共有という側面が認められる不利益に関しては）、イについては、ある世帯構成員に対してなされた「生活の基盤が失われたこと」による損害の填補が他の世帯構成員に対する填補としても機能することから、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料額の算定に当たっては、世帯単位でどのような賠償がすでにされているかが考慮されるということになる。

この点については、本書面別紙2の設例に即して、補足しておく。すなわち、別紙2の設例で、世帯Bの世帯主以外の構成員B2～B4に対する支払額は、世帯Aの世帯主以外の構成員A2～A4に対する支払額と同様となっている。しかしながら、世帯の生活状況や世帯単位での賠償でみると、世帯Bの方が早期に移

住先住居が確保され、賠償総額でみても世帯Aより高額となっている。上述のような理解に立つのであれば、「生活の基盤」の再構築による平穏な生活の回復という観点では世帯主であるA 1やB 1への賠償状況も勘案されてしまうべきはずである。ここで、A 2～A 4とB 2～B 4といった世帯主以外の各構成員への賠償状況を見るだけでは、そうした点が考慮されないことになる。

なお、こうした点を考慮するための法律構成についても触れておく。すなわち、上述のような理解が正しいとしても、世帯Aと世帯Bの平穏な生活の回復の実態に即して、世帯主への弁済を各構成員に対する弁済として評価するために、形式的にはA 1及びB 1個人に対して全額が支払われている「住居確保」損害分など「生活の基盤」の再構築に向けられた弁済（の一部）をA 2～A 4及びB 2～B 4に対する弁済として充当するための法律構成が必要だと考えられるからである。形式的な問題ではあるが、これについては、次のいずれかの法律構成に基づいて考えるべきである。

第一に、A 1及びB 1に対して「生活の基盤」が失われたことによる損害分についての全額の賠償がなされていることによって、すでに「生活の基盤」が失われたことによる損害については、A 2～A 4及びB 2～B 4についても填補されているという理解である。すでに言及したように、いわゆる「被害者側の過失」法理においては、「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失が賠償額を減額するまでの過失相殺の考慮対象の範囲とされていることに照らせば、現行法の解釈としても十分に考えられ得るものであろう。

第二に、「生活の基盤」が失われたことに関する損害賠償請求権は、経済的には一体のものとして世帯構成員に帰属し、「生活の基盤」が失われたことによる損害分の一部または全部は「不真正連帶債権」になると想定、A 1及びB 1（又は他の世帯構成員）に弁済されれば他の世帯構成員の債権が消滅するという法律構成である。

第三に、「生活の基盤」の再構築に向けられた弁済のうち「住居確保損害」に

については、（離婚や相続の場合において考えられている）住宅についての潜在的持分を観念して、「住居確保損害」分に係る請求権が分割債権として各構成員に帰属しており、それによって損害額からは控除されるという法律構成である。

ウ 上記ウについて

上記ウについても、以上に述べてきたことを前提とすれば、「生活の基盤」が失われたことによる不利益とその損害の填補が世帯で共通して考えられるものが存在する以上、単純に世帯構成員の数に乗じて、全体の慰謝料請求権が増額されるということにはならない。

たとえば、中間指針（及びこれを踏まえた被告の自主賠償基準）において定められている避難慰謝料には、避難生活に伴う精神的苦痛のみならず、避難生活に伴う生活費増加分に対する支払も含まれているが、こうした生活費増加分は、その実質的内容にも即して、それが世帯において（全部ではないとしてもある程度の割合において）共有される性格のものである以上、世帯主等にすでに支払われている部分の中にそのような他の世帯構成員にも共有される性格の慰謝料が含まれていることを考慮し、世帯構成員が1人の場合に比べてその部分を差し引いて他の世帯構成員の賠償額を算定することになる。

第4 論点3（弁済金の扱い）

1 問題の所在

- (1) 前記論点1で請求権が1個とした場合、弁済の効果は、項目のいかんにかかわらず、請求権全体に生じると解されるか。
- (2) 特定項目の財産的損害につき判決において「損害」と認定されるであろう金額を超えて被告が支払った部分については、民法の弁済充当の規定（民法488条等）により、他の請求権の部分へ充当されるといえるか。

(3) 前記(2)の理は、「生活の基盤」を共にし、生計を一にする世帯構成員相互間にも当てはまるといえるか。

2 窪田教授の意見の結論

論点3（1）について

弁済の効果は、項目のいかんにかかわらず、請求権全体に生じる。財産的損害についての賠償として明示されてなされた弁済も、そうした慰謝料請求権全体に効果が及ぶことになるものと考えられる。

論点3（2）について

特定項目の財産的損害につき判決において「損害」と認定されるであろう金額を超えて被告が支払った部分については、民法の弁済充当の規定（民法488条等）によるまでもなく、当然に他の請求権の部分へ充当される。

論点3（3）について

支払がいかなる名目でなされたかに関わらず、支払を受けた者以外の世帯構成員による損害賠償についても考慮すること、すなわち、支払を受けた者以外への弁済として充当し、世帯構成員間で融通することが求められる。

3 窪田教授の意見に基づく被告の主張

まず、上記（1）については、すでに述べたとおりであり、弁済の効果は、損害賠償請求権全体に生じる。特に、本件のように「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権は、財産的損害、精神的損害（非財産的損害）の全体についての損害賠償請求権であり、すでに財産的損害についての賠償として明示されてなされた弁済も、そうした慰謝料請求権全体に効果が及ぶことになる。

次に、上記（2）についてであるが、これについても、上記の理解を前提とすれば、他の形で請求されている損害賠償請求権に充当されるということになる。

上記（2）記載の「『損害』と認定されるであろう金額を超えて被告が支払った部分については、民法の弁済充当の規定（民法488条等）により、他の請求権の部分へ充当される」という法律構成をとるまでもなく、すでに支払われた賠償額が、全体として包括請求されている慰謝料請求権において控除されるという枠組みの中で、ある特定の損害項目について、本来あるべき額より多くが支払われているということが反映されるという説明で足りる。

最後に、上記（3）であるが、この点については、上述のとおり、そこで支払われた賠償額が、世帯構成員の共通の「生活の基盤」に関するものとして支払われているかによって判断されることになる。複数の世帯構成員の共通の「生活の基盤」の回復に充てられるべきものとされる損害項目において、標準的な賠償額よりも多くの金額が支払われていることによって、その部分については、他の世帯構成員についても、その分については、損害がすでに填補されていると考えることになる（上記第3の2（3）イの第一の法律構成。不真正連帶債権と考える第二の法律構成によれば、その弁済によって他の世帯構成員の有する不真正連帶債権も消滅することになる）。

なお、本件事故においては、被害者からの請求は、世帯主が他の世帯構成員を代理する形で世帯単位により行われ、世帯代表者が世帯の構成員全員の賠償額を受領しており、更にADR手続においては、家族等のグループ全体に生じた財産的損害について、グループ単位で損害額を算定することが認められているため（原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会が示す総括基準の「基準3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目について」において、「賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。」とされている）、こうした手続の中で支払われた損害賠償については、その支払がいかなる名目でなされたかに関わらず、支払を受けた者以外の世帯構成員による損害賠償についても考慮する（具

体的には、支払を受けた者以外への弁済として充当し、世帯構成員間で融通する）
ことが当然に求められる。

以上

本件事故の被害者に対する支払の項目及び金額（作成：東京電力ホールディングス株式会社）

支払項目	避難指示区域			旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域	自主的避難等対象区域
	帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域			
I 精神的損害	1450万円（生活費増加費用を含む。） ○増額要素 避難所等生活：2万円／人・月 要介護者：1万～2万円／人・月 介護者：1万円／人・月	850万円（生活費増加費用を含む。） ○増額要素 避難所等生活：2万円／人・月 要介護者：1万～2万円／人・月 介護者：1万円／人・月		大人：180万円（生活費増加費用を含む。） 高校生以下：上記180万円に35万円を加えた215万円 ○増額要素 避難所等生活：2万円／人・月 要介護者：1万～2万円／人・月 介護者：1万円／人・月	70万円（生活費増加費用を含む。） ○増額要素 避難所等生活 2万円／人・月 要介護者 1～2万円／人・月 介護者 1万円／人・月	大人：生活費の増加費用を含む 包括慰謝料：8万円 追加的費用：4万円 子供妊娠：生活費の増加費用を含む 包括慰謝料：48万円 追加的費用：4万円 (避難した場合には、 20万円を追加する。)
II 財産的損害	【[1]避難費用・帰宅費用（平成23年3月～平成30年3月）】 1. 避難・帰宅交通費 (1)平成24年5月まで：一定の標準額（これを超える金額が確認されれば当該金額）を支払う。 (例：同一県内の避難：5000円／人・回、福島県から宮城県に自家用車で避難：1万2000円／台・回、福島県から宮城県に自家用車以外の手段で避難：9000円／人・回) (2)平成24年6月以降：①領収書等に基づく実費、又は②一時立入費用や検査費用等も包括した標準額（帰還困難区域：94万7000円／人、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域：114万7000円／人(6人目以上は79万7000円／人)）の避難費用一式（標準額を超える金額が確認されれば当該金額）のいずれかのうち、被害者が選択したものを支払う。 2. 同一世帯内移動費用 (1)平成24年5月まで：前記1(1)の標準額に基づく合理的な費用を支払う。 (2)平成24年6月以降：前記1(2)に準じて支払う（前記1(2)②が選択された場合は包括標準額に含まれる。）。 3. 家財道具移動費用 (1)平成24年5月まで：自家用車による移動の場合には前記1(1)記載の一定の標準額（これを超える金額が確認されれば当該金額）を支払う。その他の手段での移動の場合には実費を支払う。 (2)平成24年6月以降：前記1(2)に準じて支払う（前記1(2)②が選択された場合は包括標準額に含まれる。）。 4. 宿泊費等 (1)宿泊費（平成24年5月まで）：1人当たり1泊8000円まで（ただし個別に必要性が確認されれば同額を超える額）を支払う。また、平成23年11月30日までに知人・親戚宅に宿泊した場合の謝礼として、1世帯1泊毎に2000円（1か月につき6万円が上限である。）を支払う。 (2)賃料（平成30年3月まで）：避難先の住居の賃料等（賃料・礼金・仲介手数料）の実費を支払う。 5. 物品購入費用 後記「財物損害(家財)」とは別に、生活必需品・家電・家具等の購入実費を必要かつ合理的な範囲で支払う（「財物損害(家財)」との間の精算は求めていない。）。		【左記[1]～[4]】 (対象期間：平成23年3月～平成24年8月) 【通院交通費等の生活費の增加分】 20万円／人 (対象期間：平成24年9月～平成25年3月)	【左記[1]～[4]】 (対象期間：平成23年3月～平成23年9月)		

支払項目	避難指示区域			旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域	自主的避難等対象区域
	帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域			
	<p>【[2]一時立入り費用】</p> <p>(1)平成 24 年 5 月まで：前記[1]1(1)記載の交通費（これを超える金額が確認されれば当該金額），1人 1 泊当たり 8000 円まで原則 2 泊までの宿泊費（これを超える場合でも相当性・合理性があれば支払う。なお、前記[1]4(1)の宿泊費は本件事故発生時の居住地からの避難に伴うもので宿泊数の上限がないが、一時立入り費用としての宿泊費は、本件事故発生時の居住地に一時的に立ち入る際の宿泊費であり、2 泊までという上限がある。），家財道具移動費用（前記[1]3 と同様）を支払う。</p> <p>(2)平成 24 年 6 月以降：前記[1]1(2)に準じて支払う（前記[1]1(2)②が選択された場合は包括標準額に含まれる。）。</p> <p>【[3]検査費用（平成 24 年 2 月まで）】</p> <p>(1)検査受診費用：健康診断費用として 1 回当たり 8000 円（6 か月当たり 1 回まで、避難後は 1 回分のみ），放射線検査費用として 1 回当たり 1 万 5000 円（3 か月当たり 1 回まで、避難後は 1 回分のみ）を支払う。</p> <p>(2)健康診断や放射線検査受診に伴う交通費：1 回当たり 5000 円を支払う（タクシーを利用した場合は実費を支払う）。</p> <p>(3)宿泊費：1 人 1 泊当たり 8000 円まで原則 1 泊までを支払う。 (上記(1)～(3)の金額を超えるとしても、具体的な事情に照らして合理的な費用であれば支払う。)</p> <p>【[4]その他「本件事故」に起因する支払（平成 23 年 3 月～平成 30 年 3 月）】</p> <p>駐車場代、証明書類取得費用等</p>					
生命・身体的損害	本件事故と疾病等の因果関係を示す指定診断書及び領収書の提出を条件に、大要、①医療費実費、②通院交通費（平成 24 年 5 月まで、1 回当たり 5000 円（タクシーを利用した場合は実費）。平成 24 年 6 月以降は実費。），③通院宿泊費（平成 24 年 5 月まで、原則 8000 円まで（ただし個別に必要性が確認されれば同額を超える額）。平成 24 年 6 月以降は実費。），④入通院慰謝料（平成 24 年 5 月まで、治療開始から治療終了までの日数と実際に治療を受けた日数の 2 倍の日数の何れか少ない日数×4200 円。平成 24 年 6 月以降は入通院 1 日当たり 4200 円），⑤指定診断書取得費用を支払う。	同左	同左	—		
就労不能損害	<p>平成 26 年 2 月まで（就労意思があれば平成 27 年 2 月まで、さらに平成 27 年 2 月末時点で個別のやむを得ない事情により再就労が困難な場合には平成 28 年 2 月まで）の減収分、勤務場所の変更又は転職等に伴う転居費用、通勤費の増加分を支払う。</p> <p>※平成 26 年 2 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。</p>	<p>平成 24 年 12 月まで（個別のやむを得ない事情により再就労が困難な状況にある場合には平成 25 年 12 月まで）の減収分、勤務場所の変更又は転職等に伴う転居費用、通勤費の増加分を支払う（勤務先が避難指示区域の場合は左記の欄記載のとおり支払う。）。</p> <p>※平成 24 年 12 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。</p>	<p>平成 24 年 5 月まで（個別のやむを得ない事情により再就労が困難な状況にある場合には平成 25 年 5 月まで）の減収分、勤務場所の変更又は転職等に伴う転居費用、通勤費の増加分を支払う（勤務先が避難指示区域または旧緊急時避難準備区域の場合は左記の欄記載のとおり支払う。）。</p>	<p>勤務先が避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、または旧屋内退避区域内にある場合は、左記の各欄記載のとおり支払う。</p>		

支払項目	避難指示区域			旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域	自主的避難等対象区域
	帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域			
					※平成 24 年 5 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。	
営業損害（商工業）	(1)平成 27 年 2 月まで逸失利益を支払う。 (2)本件事故により平成 27 年 3 月以降も営業損害が生じている場合には、本件事故前の収入に基づく減収率 100% の年間逸失利益の 2 倍分を一括して支払う。 ※平成 27 年 2 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。			(1)平成 25 年 12 月まで（①平成 26 年 1 月以降も休業を余儀なくされた場合には平成 27 年 2 月まで、②平成 26 年 1 月以降も風評被害等による減収がある場合は平成 27 年 7 月まで）の逸失利益を支払う。 (2)上記(1)括弧内の期間以降も被害の継続が認められる場合には、①については本件事故前の収入に基づく減収率 100% の年間逸失利益の 2 倍分、②については直近の減収に基づく年間逸失利益の 2 倍分をそれぞれ一括して支払う。 ※平成 25 年 12 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。	(1)平成 25 年 5 月まで（平成 25 年 6 月以降も休業を余儀なくされた場合には平成 27 年 2 月まで、②平成 25 年 6 月以降も風評被害等による減収がある場合は平成 27 年 7 月まで）の逸失利益を支払う。 (2)左記(2)と同様。 ※平成 25 年 5 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除せず。	(1)平成 27 年 7 月までの風評被害等による減収に伴う逸失利益を支払う。 (2)平成 27 年 8 月以降も風評被害等による減収がある場合は直近の減収に基づく年間逸失利益の 2 倍分を一括して支払う。
営業損害（農業）	(1)平成 28 年 12 月まで逸失利益を支払う。 (2)平成 29 年 1 月以降も損害が継続している場合には、年間逸失利益の 3 倍分を一括して支払う。 ※平成 28 年 12 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。			(1)平成 25 年 12 月まで（平成 26 年 1 月以降も休業を余儀なくされた場合には平成 28 年 12 月まで）逸失利益を支払う。 (2)平成 29 年 1 月以降も休業を余儀なくされた場合には、左記(2)を支払う。 ※平成 25 年 12 月まで、期間中に得た収入は「特別の努力」として支払額から控除しない。	同左	(1)出荷制限指示等による損害として、避難指示区域の(1)及び(2)に準じて支払う。 (2)風評被害による逸失利益を支払う。
財物（家財）	(1)単身世帯 325 万円（一般家財。学生の場合は 40 万円） + 20 万円（高額家財） (2)複数人世帯 世帯基礎額：475 万円（一般家財） + 20 万円（高額家財） 構成員加算額：大人 1 人当たり 60 万円 子供 1 人当たり 40 万円 ※1 家財に生じた損害を個別に積み上げた合計額が上記金額を超える場合には追加支払を行う。 ※2 上記「避難費用等」の「[1]5 物品購入費用」との精算は求めていない。	(1)単身世帯 245 万円（一般家財。学生の場合は 30 万円） + 20 万円（高額家財） (2)複数人世帯 世帯基礎額：355 万円（一般家財） + 20 万円（高額家財） 構成員加算額：大人 1 人当たり 45 万円 子供 1 人当たり 30 万円 ※ 左記各※と同様。	管理不能により住宅・家財等に生じた損傷を原状回復させるための補修・清掃に要する費用：自宅については定額 30 万円（これを超える金額が確認された場合または自宅以外の場合については実費）を支払う。	同左	—	

支払項目	避難指示区域			旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域	自主的避難等対象区域
	帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域			
財物（不動産）	宅地・建物・田畠・山林・その他土地いざれも、本件事故発生当時の財物価値の全額及び諸費用を支払う。	宅地・建物・田畠・山林・その他土地いざれも、避難指示期間に応じて本件事故発生当時の財物価値からの価値喪失分及び諸費用を支払う（避難指示期間が6年を超えた場合に財物価値を全て喪失したものとする。） 支払金額＝本件事故前時価相当額×nヶ月／72ヶ月				
財物（立木）	販売が見込まれる立木について、伐採後の市場価値が全て失われたものとして、本件事故当時の財物価値および諸費用を支払う（土地とは別に支払う。）。		(1)避難指示区域を除く双葉郡内の販売が見込まれる立木について、伐採後の市場価値が全て失われたものとして、本件事故当時の財物価値および諸費用を支払う。 (2)福島県内のしいたけ原木として出荷予定の立木について、伐採後の市場価値が全て失われたものとして、本件事故当時の財物価値および諸費用を支払う。	左記(2)と同様	同左	
住居確保損害	(1)住居が持ち家であった被害者に対し、移住に伴う、新たな住居及び宅地の取得の費用と上記財物賠償（当該不動産分）との差額について、以下を上限として支払う。 ○住居：本件事故前住居の時価相当額と当該住宅の想定新築価格相当額との差額の75% ○宅地：宅地の想定再取得費用（従前の宅地所在地にかかわらず、福島県内の都市部（いわき市・福島市・郡山市・会津若松市・二本松市・南相馬市）の標準的な宅地単価に従前の宅地面積（250m ² を上限とする。）を乗じて算定する。）と従前の宅地の本件事故前価値（従前の宅地単価に従前の宅地面積（400m ² を上限とする。）を乗じて算定する。）の差額 ※住居については、財物に対する支払と合算して本件事故前住居の想定新築価格の8割以上が支払われることとなる。 (2)住居が借家だった被害者に対し、移住・帰還に伴い、新たな借家に入居するための費用（礼金等）及び本件事故前住居との賃料差額相当額の8年分を支払う。	(1)住居が持ち家であった被害者で移住が合理的な者に対し、移住、帰還に伴う、新たな住居及び宅地の取得の費用（宅地の取得費用は移住した被害者に限る。）と上記財物賠償（当該不動産分）との差額について、以下を上限として支払う。 ○住居：本件事故前住居の時価相当額と当該住宅の想定新築価格相当額との差額の75%に、事故前住居の時価相当額と上記財物賠償の差額を加えた金額 ○宅地：宅地の想定再取得費用（従前の宅地所在地にかかわらず、福島県内の都市部（いわき市・福島市・郡山市・会津若松市・二本松市・南相馬市）の標準的な宅地単価に従前の宅地面積（250m ² を上限とする。）を乗じて算定する。）と従前の宅地の本件事故前価値（従前の宅地単価に従前の宅地面積（400m ² を上限とする。）を乗じて算定する。）の差額の75% ※住居については、財物に対する支払と合算して本件事故前住居の想定新築価格の8割以上が支払われることなる。 (2)住居が持ち家の(1)以外の被害者に対し、修繕・建替えの費用と本件事故前上記財物賠償（当該不動産）と	—	—	—	

支払項目	避難指示区域			旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域	自主的避難等対象区域
	帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域			
		の差額を(1)の住居と同様の範囲で支払うことに加え、必要かつ合理的な範囲で建替えのための解体費用を支払う。(3)住居が借家だった被害者に対しては、左記(2)に同じ。		—	—	—
償却資産	避難指示区域内の法人（個人事業主を含む。）が有していた、機械装置、車両運搬具、工具器具備品等の資産（ただし、区域内から持ち出しされていないもの）については、財物価値が全て失われたものとして、本件事故当時の財物価値を支払う。	避難指示区域内の法人（個人事業主を含む。）が有していた、機械装置、車両運搬具、工具器具備品等の資産（ただし、区域内から持ち出しされていないもの）については、本件事故当時の財物価値からの価値喪失率（避難指示期間に応じた価値減少率：6年で全物品100%となる。）を支払う。 支払金額は、本件事故当時の時価相当額に物品ごとの価値減少率を乗じて算出される金額である。		—	—	—
その他	上記のほか、本件事故と相当因果関係のある損害について、必要かつ合理的な範囲で支払っている。	同左	同左	同左	同左	同左

<世帯A>

世帯Aは、A 1（父親・世帯主）、A 2（母親）、A 3（長男・8歳）、A 4（長女・3歳）の4名からなる世帯であり、南相馬市内の自宅（本件事故後に居住制限区域に指定された地域）に居住していた。

世帯Aの4名は、世帯主であるA 1名義の持ち家（土地・家屋）に居住していたが、本件事故による避難指示を受けて、福島市に避難をした。なお、南相馬市内の居住制限区域は、本件事故から約5年4か月後の平成28年7月12日に避難指示が解除され、世帯Aの4名は平成29年2月末をもって帰還し、同年3月より元の自宅での生活を再開した（避難期間は72か月）。

A 1は、東電に対し、直接賠償手続において、世帯Aの損害として以下のとおり請求して、支払を受けた。

(単位：万円)

	不動産	住居確保 (帰還型)	家財	避難費用	就労不能	慰謝料	合計
A	2,000	2,000	650	200	1,800	3,400	10,050
A 1	2,000	2,000	650	50	1,800	850	7,350
A 2	-	-	-	50	-	850	900
A 3	-	-	-	50	-	850	900
A 4	-	-	-	50	-	850	900

※ 「住居確保(帰還型)」は、元の住所地に帰還するにあたり、新たに取得した住居（建物）の取得費用について、元の住居の時価相当額と元の住居を新築すると想定した場合の価格との差額の75%を上限に賠償するもの。

<世帯B>

世帯Bは、世帯Aと家族構成が同じであるほか、居住していた地域、自宅建物・敷地の広さや築年数、家財の保有状況、世帯主の収入、その他本件事故の前の生活状況や資産状況並びに被害状況も、世帯Aと同じであったとする。

しかしながら、世帯Bは、本件事故後に福島市に避難し、福島市で早々に安定した生活を得たことから、本件事故から3年で福島市に新たに住居を確保して移住することとし、平成26年3月から、福島市に新築した住宅での生活を開始した（避難期間は36か月）。そのため、住居確保損害の支払額は世帯Aと比較して高額となっているが、就労不能損害については、早期の移住により世帯Aと比較して少額となっている。

(単位：万円)

	不動産	住居確保 (移住型)	家財	避難費用	就労不能	慰謝料	合計
B	2,000	4,500	650	200	900	3,400	11,650
B 1	2,000	4,500	650	50	900	850	8,950
B 2	-	-	-	50	-	850	900
B 3	-	-	-	50	-	850	900
B 4	-	-	-	50	-	850	900

※ 「住居確保(移住型)」は、移住先に新たに住居を確保するにあたり、新たな住居の確保費用（土地と建物の取得費用）について賠償するもの。帰還型と異なり、移住先の土地の取得費用も支払の対象となり、その上限は、宅地の想定再取得費用（福島県内の都市部の標準的な宅地単価に従前の宅地面積を乗じて算定）と従前の宅地の事故前価値の差額の75%となる。